

高松市・庵治町合併協議会会議録
第 2 回 会 議

平成 1 6 年 7 月 2 日 (金)

高松市・庵治町合併協議会

高松市・庵治町合併協議会会議録

第2回会議

1 日時

平成16年7月2日(金)午前10時30分開会・午前11時31分閉会

2 場所

庵治町役場 1階 105会議室

3 出席委員 22人

会長	増田昌三	委員	森谷芳子
副会長	梶河正孝	委員	三好治
委員	廣瀬年久	委員	寺岡増紀
委員	加茂富義	委員	嶋野勝路
委員	谷本繁男	委員	上北東太郎
委員	高砂清一	委員	香川深雪
委員	大橋光政	委員	加藤博美
委員	新上隆司	委員	小西百々代
委員	梶村傳	委員	岡田賢
委員	大浦澄子	委員	藪淳子
委員	三笠輝彦	委員	増田富子

4 欠席委員 なし

5 出席幹事 7人

幹事長	廣瀬年久(委員兼務)	幹事	植田宗士
副幹事長	加茂富義(委員兼務)	幹事	嶋野学
幹事	熊野實	幹事	廣瀬政博
幹事	横田淳一		

6 事務局

事務局長	林 昇	総務班 兼調整班	安 西 正 門
事務局次長	加 藤 昭 彦	総務班	黒 淵 博 美
事務局次長 (計画班長事務取扱)	福 井 隆	調整班長	清 谷 文 孝
総務班長 兼調整班兼計画班	奴 賀 信 二		

会 議 次 第

1 開会

2 会議録署名委員の指名

3 議事

(1) 報告事項

- 報告第 3号 幹事長及び副幹事長の互選結果について
- 報告第 4号 幹事会部会部会長の指名結果について
- 報告第 5号 高松市・庵治町合併協議会だよりの発行について
- 報告第 6号 高松市・庵治町合併協議会ホームページの開設について

(2) 協議事項

- 協議第 1号 合併の方式（協定項目第1号）について
（第1回会議提案：継続協議）
- 協議第 2号 合併の期日（協定項目第2号）について
（第1回会議提案：継続協議）
- 協議第 3号 市の名称（協定項目第3号）について
（第1回会議提案：継続協議）
- 協議第 4号 市の事務所の位置（協定項目第4号）について
（第1回会議提案：継続協議）

(3) 議案事項

- 議案第10号 行政制度等の調整方針について
- 議案第11号 建設計画の作成方針について

4 その他

- (1) 市町村の合併の特例に関する法律の概要について
- (2) 合併協定項目に係る現況と先進地域の事例について
- (3) 高松市・庵治町合併協議会会議の開催予定について

5 閉会

午前10時30分 開会

会議次第1 開会

議長（増田会長） おはようございます。

それでは、予定の時刻が参りましたので、ただいまから高松市・庵治町合併協議会第2回会議を開会させていただきます。

本日は、皆様方、お忙しい中を御出席賜り、まことにありがとうございました。

会議に入ります前に、前回、第1回会議に欠席されておりました委員さんを御紹介させていただきます。庵治町の三好 治委員さんでございます。

三好委員 庵治町の町会議員の三好 治でございます。よろしく申し上げます。

議長（増田会長） 三好委員さんには、よろしくお願いいいたします。

それでは、早速でございますが、会議に入らせていただきます。

会議次第2 会議録署名委員の指名

議長（増田会長） 初めに、会議次第の2会議録署名委員の指名でございますが、本協議会会議規程第7条第2項の規定に基づき、会議録署名委員を指名させていただきます。

本日の会議録署名委員には、大橋光政委員さんと新上隆司委員さんのお二人を指名いたしますので、よろしくお願いいいたします。

会議次第3 議事

議長（増田会長） それでは、これより会議次第の3議事に入ります。

会議次第3 （1）報告事項

議長（増田会長） まず、（1）の報告事項でございますが、報告第3号及び報告第4号を議題といたします。

事務局から説明をいたします。

事務局次長（加藤） それでは、報告第3号及び報告第4号について御説明申し上げます。恐れ入りますが、座って説明をさせていただきます。

会議資料の1ページをお開き願いたいと存じます。

まず、報告第3号幹事長及び副幹事長の互選結果について御説明をいたします。

本協議会幹事会規程の第5条第1項に、「幹事会に幹事長及び副幹事長各1人を置き、幹事の互選によりこれを定める。」と規定されておりますが、去る6月24日に開催いたしました幹事会におきまして、幹事長には廣瀬年久 高松市助役、副幹事長には加茂富義 庵治町収入役が選任されましたので、御報告するものでございます。

続きまして、資料の2ページをお開き願います。

報告第4号幹事会部会部会長の指名結果について御説明いたします。

この幹事会部会規程につきましては、合併協議会の第1回会議で、議案事項として提案し、御承認をいただいているところでございますが、このたび、幹事会部会規程第3条第2項の規定に基づきまして、平成16年6月21日付けで会長が部会長を指名いたしましたので、御報告するものでございます。

次の3ページをごらんいただきたいと思います。

幹事会部会は、総務部会を初め、全部で17の部会がございまして、部会長につきましては、委員のうちから会長が指名する者をもって充てるとなっております。

資料の3ページから5ページにかけまして、それぞれの部会名と委員の職名を記載しておりますが、このたび、部会長につきましては、それぞれの部会におきまして、四角で囲ってあります職にある職員、例えば、3ページの総務部会でございますと、高松市の総務部長でございますが、17の部会長を指名いたしましたので、御報告するものでございます。

以上、簡単でございますが、報告第3号及び報告第4号についての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました報告第3号及び報告第4号につきまして、御質問等がございましたら御発言を願います。

何かございますか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございますので、次に、報告第5号及び報告第6号を議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、報告第5号及び報告第6号について御説明いたします。

資料の6ページをお開き願います。

まず、報告第5号高松市・庵治町合併協議会だよりの発行についてでございますが、このたび、合併協議会だよりの創刊号を発行いたしましたので、御報告するものでございます。

次の7ページをごらんいただきたいと思います。

まず、1の合併協議会だよりの発行目的でございますが、高松市・庵治町合併協議会で
の協議内容や協議の状況及び市町合併に関する情報を住民の方に提供し、市町合併に対す
る理解を深めていただくことを目的とするものでございます。

次に、2の発行時期でございますが、7月に創刊号を発行いたしておりますが、高松市
では、広報たかまつの7月1日号にあわせて、また庵治町につきましても、広報あじ7月
号の配布にあわせて、各世帯に配布をいたしております。

なお、本年度の発行回数等につきましては、特集号を含めて5回程度の発行を計画いた
しております。

次に、3の発行部数でございますが、全部で12万7,900部でございます。

なお、お手元に、一番最後の方に、創刊号をお配りをいたしております。お手元に創刊
号をお配りしております。後ほどごらんいただければと存じます。

以上が報告第5号についての説明でございます。

続きまして、8ページをお開き願います。

報告第6号高松市・庵治町合併協議会ホームページの開設についてでございますが、こ
のたび、合併協議会のホームページを開設いたしましたので、御報告するものでございま
す。

次の、9ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、1の開設の目的でございますが、高松市・庵治町合併協議会での協議内容や協議
状況及び市町合併に関する情報を住民に提供し、合併に対する理解を深めることを目的と
いたしております。

次に、2の開設日でございますが、去る6月24日、木曜日に開設いたしております。

次に、3の主な内容でございますが、協議会の概要、協議会の開催状況、スケジュール
、合併協定項目の協議状況、会議録、会議資料、意見募集コーナー、傍聴のお知らせな
どを掲載するものでございます。

なお、意見募集コーナーでは、合併に関する御質問等に対しまして、メールで回答を行
うことといたしておりますが、この質問に対する回答につきましても、その内容によりま
して、適宜、Q&Aコーナーに追加していく、そのようにいたしております。

次に、4の情報の更新でございますが、随時、更新することといたしておりますが、原
則として、会議資料につきましては、会議が終了後、速やかに掲載することとし、また、
会議録につきましては、作成に若干時間がかかりますので、原則といたしまして、次回の

会議までには掲載すると、そのような取り扱いといたしております。

次に、5はホームページのアドレスでございます。

なお、参考までに、先ほどの合併協議会だよりと同様に、お手元に、ホームページの先頭画面と、それを展開した画面、2枚を添付いたしております。ホームページの先頭画面と、それを展開した画面でございますが、2枚、それぞれ、資料の後にお配りをいたしております。後ほどごらんいただければと存じます。

以上、簡単でございますが、報告第5号及び報告第6号の説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました報告第5号及び報告第6号につきまして、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御発言がございませんので、報告事項につきましては、以上で終わらせていただきます。

会議次第3 （2）協議事項

議長（増田会長） 次に、（2）の協議事項に移ります。

協議第1号合併の方式（協定項目第1号）についてから、協議第4号市の事務所の位置（協定項目第4号）についてまでの4件を一括して議題といたします。

なお、協議第1号から協議第4号につきましては、前回、第1回会議で提案、説明を行い、継続協議の取り扱いとなっておりますのでございます。

それでは、協議第1号から協議第4号につきまして、改めて提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第1号合併の方式についてから、協議第4号市の事務所の位置についての4件につきまして、提案内容を改めて御説明いたします。

資料の10ページをお開き願います。

まず、協議第1号合併の方式（協定項目第1号）についてでございますが、提案内容は、ページの中ほど、枠で囲った部分にございますように、「木田郡庵治町を廃止し、その区域を高松市に編入するものとする。」というものでございます。

続きまして、13ページをお開き願います。

協議第2号合併の期日（協定項目第2号）についてでございますが、提案内容は、ペー

ジ中ほどにございますように、「合併の期日は、平成18年3月31日までの早い日を目標とする。ただし、平成17年3月31日までに、県知事に合併の申請を行うものとする。」というものでございます。

以上が合併の期日でございます。

続きまして、16ページをお開き願います。

協議第3号市の名称（協定項目第3号）についてでございますが、提案内容は、中ほどにございますように、「市の名称は、高松市とする。」というものでございます。

続きまして、17ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第4号市の事務所の位置（協定項目第4号）についてでございますが、提案内容は、中ほどにございますように、「市の事務所の位置は、高松市番町一丁目8番15号とする。」というものでございます。

なお、具体的な内容につきましては、前回会議で御説明いたしておりますので、本日は説明を省略させていただきます。

事務局からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第1号から協議第4号までについて、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

どうぞ、何かございませんでしょうか。特にございませんか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特に御発言もないようでございますので、それでは協議第1号から協議第4号まで、一括してお諮りいたします。

協議第1号から協議第4号について、いずれも原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議がございませんので、協議第1号から協議第4号につきましては、原案のとおり確認いたします。

会議次第3（3）議案事項

議長（増田会長） 次に、（3）の議案事項に移ります。

議案第10号行政制度等の調整方針についてを議題といたします。

事務局から説明をいたします。

事務局次長（加藤） それでは、事務局から御説明をいたします。

先ほど、合併の方式につきまして、編入合併の方式が確認されたところでございますが、このことによりまして、この行政制度等の調整方針と、この後の建設計画の作成方針を議案事項として説明させていただくものでございます。

それでは、会議資料の 18 ページをごらんいただきたいと存じます。

議案第 10 号行政制度等の調整方針についてでございます。

この議案は、住民サービスや住民負担などを規定しております両市町の各種の制度、事務事業など行政制度等につきまして、合併後の市においてどのように取り扱うか、調整をする際の調整方針を明らかにするとともに、事務的整理を行う際の方針とするため、行政制度等の調整方針を定めようとするものでございます。

次の 19 ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、1 の基本的考え方でございますが、行政制度等の調整に当たりましては、第 1 回会議で御承認をいただきました合併協定項目の協議方針における基本原則を踏まえ、これまでの両市町のまちづくりの歩みを尊重するとともに、合併後における速やかな一体化の促進と新たなまちづくりを進める視点から、効果的な統合・調整を行うことといたしております。

なお、参考までに、21 ページに、先ほど申し上げました合併協定項目の協議方針における基本原則を掲載いたしております。21 ページの最後の行に記載しておりますように、この基本原則は、6 月 2 日に開催されました第 1 回会議で原案承認されたものでございます。これが基本原則でございます。

恐れ入りますが、もとの 19 ページにお戻り願います。

次に、2 の調整方針でございますが、原則として、高松市の行政制度等に統一することを基本として、庵治町の住民サービスや住民生活に急激な変化を来さないよう、必要かつ適正な配慮をすることといたしております。

なお、サービス・負担の適正化推進の視点から、必要があると認めるときは、高松市の制度等の見直しなど、総合調整を行うものでございます。

次に、3 の調整方法でございますが、具体的な調整方法につきましては、(1) から (4) までの四つのパターンに分類して定めております。

22 ページに、この四つのパターンをわかりやすく示した図がございますので、これにより説明させていただきたいと存じます。

22ページをお開き願いたいと存じます。

調整方法の基本的なイメージでございますが、まず、一番上の枠の調整方法（1）でございますが、高松市、庵治町共にあり、同水準のものについては、高松市の制度等に統一いたします。

この場合、両市町の住民サービスや住民負担に変化はございません。

次に、その下の調整方法（2）でございますが、高松市、庵治町共にあるが、水準が異なるものについては、高松市の制度等に統一することといたします。ただし、特に必要があると認めるときは、制度等の趣旨、内容、相違の程度等を勘案し、調整を行うものとするとしております。

この調整方法（2）の場合、高松市は基本的には住民サービス、住民負担に変化はありませんが、庵治町は住民サービス、住民負担とも変化をいたします。

庵治町の住民サービスが向上する場合や負担が軽くなる場合は問題はございませんが、住民サービスの低下や住民負担が重くなる場合も考えられますので、その場合は急激な変化を来さないよう、必要かつ適正な配慮を行うことといたしております。

次に、調整方法（3）でございますが、高松市にあって、庵治町にはない場合につきましては、高松市の制度等を適用することといたしております。ただし、特に必要があると認めるときは、制度等の趣旨、内容等を勘案し、調整を行うことといたしております。

この調整方法（3）の場合、高松市は住民サービス、住民負担とも変わりはありません。庵治町の場合、新たに高松市が実施しているサービスの提供を受けますことから、住民サービスは基本的には向上いたします。また、住民負担は変化いたします。

なお、高松市の制度等を適用することにより庵治町の住民負担が重くなる場合には、急激な変化を来さないよう、経過措置を講ずるなど、必要かつ適正な配慮を行うことといたしております。

最後に、調整方法（4）でございますが、高松市にはなく、庵治町にある場合につきましては、制度等の趣旨、内容等を勘案して調整を行うこととし、調整に当たっては、庵治町の住民サービスや住民生活に急激な変化を来さないよう、制度等の存続や廃止、または経過措置を設けることなどについて検討することといたしております。

行政制度等の調整に当たりましては、以上申し上げました方針に基づき、調整を行おうとするものでございます。

次に、23ページをごらんいただきたいと思います。

23ページには、ただいま御説明をいたしました行政制度等の調整方針についての先進地域の事例を紹介いたしております。

左側には福山市・内海町合併協議会、右側には高知市・鏡村・土佐山村合併協議会の事例を紹介いたしておりますが、内容につきましては、どちらの方針もほとんど同じでございますので、より細かく分類されております左側の福山市・内海町合併協議会の事例を説明させていただきます。

まず、1の行財政制度統一の調整方針に関する基本的考え方でございますが、原則として、福山市の制度に統一することとし、内海町の住民サービスを低下させないことや、内海町の住民生活に急激な変化をもたらさないことに配慮するをいたしております。

次に、2の具体的な調整方法では、(1)の住民サービスにつながる各種制度等と、(2)の住民の負担につながる各種制度とに分けております。

まず、(1)の住民サービスにつながる各種制度等、これは各種の制度、補助金等でございますが、アの福山市にあり、内海町にもあって、同水準の場合は、福山市の制度に統一することとし、この場合、どちらの市町も住民サービスの低下はございません。

次に、イの福山市にあり、内海町にはない場合は、福山市の制度に統一することとし、この場合、福山市の住民サービスに変化はなく、内海町の住民サービスは向上いたします。

次に、ウの福山市にはなく、内海町にある場合は、制度の趣旨、内容、変化の程度等を勘案して調整することが必要となってまいります。その方法といたしましては、当分の間、従来の実績を下らないように配慮するとか、年次計画で段階的に調整し、最終的に福山市に合わせるなどの方法が考えられるところでございます。

次に、(2)の住民の負担につながる各種制度、税、使用料などでございますが、アの福山市にあって、内海町にもあって、同水準のものにつきましては、福山市の制度に統一することとし、この場合、両市町の住民ともに負担の増加はございません。

次に、イの福山市にも内海町にもあって、福山市の方が負担が軽い場合は、福山市に統一することとし、この場合、福山市に変化はなく、内海町住民の負担は軽くなります。

次に、ウの福山市にも内海町にもあって、福山市の方が負担が重い場合、または福山市にも内海町にもあるが、所得階層により負担の水準が異なる場合、このような場合には、こうした制度の内容、変化の程度などを勘案し、調整が必要となってまいります。その方法といたしましては、当分の間現行どおりとするとか、段階的に調整するなどの方法が考

えられるところでございます。

以上が先進地域の事例でございます。

以上、簡単でございますが、議案第10号行政制度等の調整方針についての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました議案第10号につきまして、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

何かございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、それでは議案第10号につきまして、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ございませんので、議案第10号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第11号建設計画の作成方針についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、事務局から御説明いたします。

資料24ページをお開き願います。

議案第11号建設計画の作成方針についてでございますが、次の25ページをごらんいただきたいと存じます。

建設計画は、市町村の合併の特例に関する法律第5条の規定に基づきまして、合併協議会が作成、変更するもので、市町合併に際しまして、住民や議会に対して将来のビジョンを示す、合併市町のマスタープランとしての役割を果たすものでございます。また、合併特例債など、合併特例法に基づくさまざまな財政措置を受けるためには、建設計画を作成し、その中で位置づけをしておくことが前提となるものでございます。

この議案第11号は、今後、本合併協議会の建設計画を作成するに当たりまして、その作成方針を定めるものでございます。

それでは御説明いたします。

まず、1の計画の趣旨でございますが、高松市と庵治町の合併後の市を建設していくための基本方針を定め、この基本方針に基づく建設計画を作成し、その実現を図ることにより、両市町の速やかな一体化の促進と新たなまちづくりを進め、もって住民福祉の向上と

地域の均衡ある発展を図ろうとするものでございます。

次に、2の計画の構成でございますが、建設計画は、合併後の市を建設していくための基本方針、そして基本方針を実現するための施策・事業、公共的施設の整備及び財政計画を中心として構成することといたしております。

次に、3の計画の期間でございますが、この計画における施策・事業、公共的施設の整備及び財政計画は、合併後、おおむね10年間について定めるものといたしております。

次に、4の計画の区域でございますが、原則として庵治町地域を対象といたしますが、両市町の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と地域の均衡ある発展に資すると認められる場合には、高松市地域についても対象とすることといたしております。

合併特例法におきましては、この建設計画の区域につきましては、編入合併の場合には、少なくとも編入される区域について、当該区域が合併後において果たす役割及び合併市町における位置づけを定めることとされておりまして、本協議会といたしましても、ただいま申し上げましたような内容で提案させていただいたものでございます。

次に、5は作成上の留意事項でございます。

まず、(1)でございますが、基本方針を定めるに当たりましては、将来を見据えた長期的視野に立つものといたしております。

次に、2点目といたしまして、対象事業につきましては、両市町の総合計画など、両市町の基本的な施策・方針との整合性に留意するとともに、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮する中で、その有効性・効率性、緊急度・優先度等を総合的に勘案いたしまして、合併後のまちづくりの根幹となるべき事業を選定するものといたしております。

次に、3点目といたしまして、公共的施設の整備につきましては、その機能や役割を整理する中で、必要性や効果、地域バランス、財政状況などを考慮しながら検討するものといたしております。

次に、4点目といたしまして、ハード面の事業に偏ることなく、ソフト面の事業についても重視した計画とすることといたしております。

最後に、5点目といたしまして、財政計画につきましては、市町村の合併の特例に関する法律による特例措置等及びその他の法令等による支援制度を活用するとともに、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、合併後の市において健全な財政運営が行われるよう、十分に留意して作成するものといたしております。

次に、27ページをごらんいただきたいと存じます。

参考資料として、27ページから28ページにかけまして、建設計画の概要を掲載しております。

27ページの中ほどの枠で囲った部分をごらんいただきたいと存じます。

合併特例法では、この建設計画の作成に当たりまして、次の3点に配慮することとされております。

まず、1点目は、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することでございます。

2点目は、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図ることでございます。

3点目は、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮することでございます。

次に、2の建設計画に盛り込むべき事項でございますが、建設計画の具体的な内容は、この合併協議会において、自主的な判断により決定をされるものでございますが、合併特例法の規定では、建設計画に盛り込むべき事項として4点を例示いたしておるものでございます。

まず、1点目は、合併市町村の建設の基本方針でございます。この部分が合併の方式により取り扱いが異なるところでございまして、計画の対象区域が、新設合併の場合には、新市全体となりますが、編入合併の場合には、少なくとも編入をされる区域について、当該区域が合併後において果たす役割及び位置づけについて定める必要があるものとされております。

次に、27ページの2点目は、合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項でございます。根幹となる事業は、合併市町村が実施する事業はもとより、都道府県が実施する事業についても、適宜、必要な事業を位置づけるものでございます。また、建設計画に基づき実施される事業についてのみ、合併特例法による財政措置が講じられますことから、合併特例債や合併市町村補助金などの活用を予定している事業は、明確に位置づけをしておく必要がございます。

3点目は、公共的施設の統合整備に関する事項でございます。支所・出張所の統廃合、小中学校の統合など、合併市町村の公共的施設の統合整備について定めるものでございます。

4点目は、合併市町村の財政計画でございまして、一般的には、合併後、おおむね5年から10年の期間で定めることが適当とされておりますが、計画作成に当たりましては、

地方交付税、国・県補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることがないように留意する必要があるものとされております。

次に、29ページをごらんいただきたいと存じます。

29ページから30ページにかけては、参考までに、この合併特例法の市町村建設計画の関係部分を抜粋して掲載いたしております。市町村合併特例法のうちの関係部分を抜粋して掲載しておるものでございます。説明は省略させていただきます。

続きまして、31ページをお開き願います。

31ページから32ページにかけては、建設計画の作成方針の先進地域の事例でございます。

先ほどの行政制度等の調整方針と同様に、左側に福山市・内海町合併協議会の事例を、右側には高知市・鏡村・土佐山村合併協議会の事例を記載しております。

ここでも左側の福山市と内海町合併協議会の事例を紹介させていただきます。

まず、1でございますが、計画の策定の趣旨及び位置づけが記載されております。

次、2は、計画策定の指針でございます。

まず、(1)で、真に福山市と内海町の合併に伴う、内海町地域のまちづくりに資する事業を選ぶこと。(2)では、交付税、国県補助金、地方債などの依存財源を過大に見積もらないことを基本とすること。(3)では、ハード面では選択と重点化を図りながら、ソフト面にも配慮した計画とすること。(4)では、人口流出、高齢化等により、地域活力の低下が懸念される地域の振興整備は、実状に応じた対策を講じるものとする。こと。(5)では、この計画は、その実施を通じて地域全体のレベルアップを実現し、地域住民の生活水準、文化水準を高めるという役割を担うものであり、あわせて組織及び運営の合理化を図るものとする。こと。(6)では、この計画の名称については、福山市と内海町の合併に伴う内海町地域の将来像を示すものとして、より住民の親しみやすい名称を定めることといたしております。

次に、3は計画の内容でございますが、(1)の計画の対象地域については、原則として、編入される内海町地域を対象とするものといたしております。

先ほど申し上げましたが、編入合併の場合、法律上の解釈として、少なくとも編入される区域について、当該区域が合併後において果たす役割、合併後の市における位置づけ等について定めればよいとされております。

次に、(2)の計画の構成でございますが、福山市と内海町の合併に伴う内海町地域の

まちづくりの基本方針、基本方針を実現するためのまちづくり計画及び財政計画で構成することといたしております。

次に、(3)の計画の期間でございますが、まちづくり計画及び財政計画の期間は、10カ年といたしております。

この建設計画の期間につきましては、法律上、特に定めはございませんが、最近の合併の事例を見ますと、10年とするものがほとんどでございます。これは、平成11年の合併特例法の改正によりまして、この建設計画に基づいて行う事業については、合併の期日の属する年度及び、これに続く10年度につきまして、合併特例債が充てられることとされたこと、さらに地方交付税の算定特例の期間が、5年から10年に延長されたことなど、主に財政措置上の理由によるものと思われま。

次に、(4)でございますが、まちづくりの基本方針、総合計画との整合を記載いたしております。

この中で、具体的施策については、内海町の実施計画等をもとに、施策の整合を図ることといたしております。

次の(5)は、まちづくり計画でございますが、対象事業の範囲は、内海町地域のまちづくりに当たっての根幹となるべき事業とし、国及び県が事業主体となるものを含むことや、対象事業の選定基準等について記載されております。

次の(6)では、財政計画の策定趣旨、策定の基本的考え方が記載されております。

以上が建設計画の作成方針の事例でございます。このような他の先進地域の事例も参考としながら、本日、先ほど御説明いたしましたような建設計画の作成方針を提案させていただきます。

以上で議案第11号建設計画の作成方針についての説明を終わります、よろしく願いをいたします。

議長(増田会長) ただいま説明のありました議案第11号について、御質問、御意見等がございましたら、どうぞ御発言を願います。

はい、どうぞ。

寺岡委員 建設計画の作成方針については、もう何ら異議はないんですが、計画の作成の手順とか、そのあたりの日程、そのあたりはどのようにお考えになられておるのか。ちょっと、わかる範囲で御説明いただきたいと思ひます。

議長(増田会長) ただいまの寺岡委員さんの質問に対して事務局からお答えいたしま

す。

事務局長 事務局長の林です。私の方から説明をさせていただきます。

計画の作成手順ということでございますが、本日、この建設計画の作成方針をお認めいただければ、これから事務的な作業にかかるということでございます。

なお、一方の合併協定項目の協議状況、調整状況等にもかかわってきますけれども、合併協定項目の協議と並行して建設計画も作成作業を行っていくということでございます。先ほどお決めいただきました合併の目標期日の中に書いておりますように、来年の3月31日までに知事に合併の申請をするということが当面の期日でございますので、それまでに、この合併協議会ですべての合併協定項目、それから建設計画をまとめていただくということになります。そうなりますと、事務的な、スケジュール的なことで申し上げて恐縮なんですが、本年末から遅くとも1月ごろまでには、この建設計画も最終的なまとめができなければ間に合わないということになりますので、今から6カ月ですかね、そのような期間の中で作業を行う。したがって、その前段で、この協議会に、秋から冬ぐらいにかけて、原案を提案できるようなことで作業を進めていきたいというふうに思っております。

なお、先ほど来、説明いたしておりますように、庵治町としてのまちづくりの具体的な考え方を提示していただく中で、作業として進めさせていただきますので、その点よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

議長（増田会長） どうぞ。

寺岡委員 先ほどの議案の第10号の行政制度等の調整方針、これあたりも、当然、関連がありますから、いよいよ各論に入ってくると思うんですね。ですから、いろんな意見、他町との協議会との進捗状況もあると思うんですが、いずれにしても、来年3月ということで、タイムリミットは一応決まっていますから。先ほど、事務当局の方から来年1月というような話、出てましたけど、それでは若干まだ遅いぐらいかなというふうに、私は感じてます。ですから、決定するのは当然1月ごろになるにしても、秋ぐらいから、当然、市の委員さんなり、いろんな御意見も聞きながら、庵治町の特性を生かした形、編入とはいえ、庵治町のをできるだけ取り入れられるような形で、できるだけ庵治町の住民にも、最近の新聞報道を見てても、いろんな多様な意見で、住民も若干不安視している感もありますから、できるだけ庵治町に対してのビジョンを、行政当局等含めて、ひとつ

高松市の方でも頑張ってください、できるだけ早く当局と連携を取っていただいて、我々に提示していただきたい。また、我々も、機会あるごとにお願ひするところ、していただきたいとこ、また、しなければならないところを発言していきたいと思っておりますので、その点、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（増田会長） はい、十分に御意見承っておきたいと思ひます。

じゃあ、ちょっと……。

三笠委員 今回の御意見、もっともだと思ひます。その中で、特に……、あ、高松の三笠でございます。建設計画の、次、構成ですか、ある程度中身の濃い内容について、いわゆる構成を、今度審議するようになりますわな。それらを早くやるというか、その次の段階で庵治町のいろいろな問題というのが、これは審議されると思うんですが、その構成の中での話を、それを早くやらなきゃいかんですから、そこら辺の正式な協議会で承認を得るということは第一番だろうと思うんですが、そこら辺は事務局関係で了解というか、そこら辺はどうなんだろうかね。そこら辺は、各、正式な協議会でそれを、承認を求めてから次のステップということじゃなくして、それらはある程度、幹事会で了解されて、我々のところは、持ち回りと言っちゃおかしいが、そこら辺をクリアすれば、それらは早く進まるんじゃないかなという考えはあるんですが、今のちょっと関連した質問ですけども、それは事務局の方で……。

議長（増田会長） ただいまの三笠委員さんの件について、事務局からお答えします。

事務局長 ちょっと説明をさせていただきますけれども、計画の構成につきましては、本日、お決めでございます作成方針の2番目に書いてますけれども、それをもう少し、ちょっと具体的なというか、ある程度伸ばした形での構成の考え方を、次の会あたりに報告をさせていただくということにいたしますが、ただいまの御指摘、御意見につきましては、具体的に庵治町地域のまちづくり事業をどうするのかということが、どの段階で、できるだけ早くあらわしてもらえないだろうかということかと思ひますので、それにつきましては、これから作業を進めていく中で、基本的に、先ほど申し上げましたように、庵治町として、合併後のまちづくりの中において、この地域をどうするのか、どういう事業をやっていかなければならないのかということについて、具体的な形でおまとめをいただく。それは事務当局だけでなく、議会サイド、あるいは住民サイドの意向も踏まえて、町全体としての合意形成を図りながら、この合併協議会の作業として、建設計画の中に反映をさせていただく、そういう作業の中で、ある程度たたき台ができれば、当然、幹

事会でも協議をいたしますし、幹事会の了解が得られれば、どこかの段階でこの協議会に、原案あるいはその素案というような形で提示をして、それを持ち帰っていただいて議論をしていただくと、そのような形で作業を進めさせていただきますので、一方的に、全部まとまりましたからこれどうぞという形にはならないということは御理解をいただきたいというふうに思います。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

三笠委員 今、事務局がいろいろひっくり返し、巻き返し、話はしよるけども、要は、この構成の了解を求めるために、これ、次が出ていくんやから、それを幹事会でまとめて話し合ったら、我々が持ち回りで、その次のステップが早いんでないかということも僕は聞いたわけや。そうした方が、今、委員さんのおっしゃることの話とつながるから、だからそういう意味で、それはできるだけスピードアップするために、そういう方法もあるんじゃないかということも聞いたわけやから、そこら辺の話や。

議長（増田会長） はい、趣旨はよくわかりましたので、そういう方向で……

事務局長 趣旨を踏まえて対応していきたいと思います。

議長（増田会長） ほかに何かございますでしょうか。

はい、どうぞ。

上北委員 作成方針の4番の中に計画の区域というのが表示をされておりますが、先ほど来、説明を聞いておりますと、どういいますか、編入される町の建設計画が主たるものであるというようなお話が重きに、私自身とれたわけですが、元来、庵治町は、本当に一番こういう半島で、端でございます。そうした中で、高松市の建設計画を除いての庵治町の地域発展だけだといいいながら、庵治町の区域を対象とした計画じゃなくて、やはり高松市との関連、過去からの課題も残っておりますけれども、そういったものも重点的に考えた上で計画を進めていくということで……。何か事務局の説明を聞いておりますと、編入される町の建設計画が主たるもの、重きを置いて、それを重点的にやるんだという御発言でありましたが、庵治町の場合、当然距離もありますし、いろいろ、高松市と結ぶ路線もいろいろあります。そうした中で、やはり庵治町の発展につながるような高松市地域も対象とした計画、そういったものも十分に、どういいますか、重きを置いてほしいなということも申し上げたいと思います。

議長（増田会長） 御趣旨はよくわかりました。基本的には編入される町のあれですけども、先ほどの説明もありましたように、当然、高松市との関連を十分に考えながらや

っていくということになります。

はい、どうぞ。

森谷委員 高松の森谷です。

今のお話も先ほどのお話も少し関連していると思いますが、高松の場合は、1市1町という形で、ずっと一つ一つ丁寧に合併協議会をさせていただいておりますけども、私も高松の議会でも質問させていただきましたが、やっぱり、じゃあ皆さんとしては、今おっしゃる編入される地域の建設計画は、主として、原則やっていくけど、実際、じゃあ新しく編入されたら、トータルとしての、本当に全体の高松の新しい市として、どういうビジョンを持っているのかとか、そういうあたりもやっぱりお聞きになりたいと、またそういうふうなこともつくっていかないかというふうに思っらっしゃると思う。それぞれの合併協議会ではいつもそういうふうな御意見が出ますけども、これはやっぱりそれぞれの、1市1町での合併協議会が、足並みがやっぱり、足並みというか、前進の状況が、スケジュールがちょっと違いますので、その足並みがそろそろくらいまで、できるだけタイミングを計ってという気持ちで高松の場合は、いると、確認なんですけど、思っておりますけど。

そういう意味からいいまして、やっぱり、さっき三笠委員からもおっしゃったように、また、それぞれの御意見もありましたように、できるだけこの建設計画を早く示してというか、作成していけるように、できるだけテンポをアップしていけるように、なるべく方策をよろしくお願ひしたいと。

確認とお願ひですけど、よろしくお願ひいたします。

議長（増田会長） はい、十分に御趣旨はわかりましたので、そのような方向で進めていきたいと思ひます。

ほかに何かございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようございましたら、議案第11号につきましては、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ございませんので、議案第11号については、原案のとおり決定いたしました。

会議次第4 その他（1）市町村の合併の特例に関する法律の概要について

議長（増田会長） 次に、会議次第4のその他でございますが、（1）の市町村の合併の特例に関する法律の概要について、事務局から説明をいたします。

事務局次長（福井） それでは、事務局から説明させていただきます。

本日、会議資料とあわせて配布いたしております第2回会議参考資料の方をごらんください。

表紙の方に目次がございますけれども、この参考資料は、市町村の合併の特例に関する法律、いわゆる合併特例法の概要と、合併協定項目に係る現況と先進地域の事例について取りまとめたものでございます。

まず、合併特例法の概要について御説明いたします。

1ページ、お開きください。

市町村の合併の特例に関する法律、いわゆる合併特例法の概要でございます。

表題の下に枠囲みしておりますように、この法律は平成17年3月31日までに市町村が議会の議決を経て都道府県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併したもののについて適用されることとなっております。以下、要点を簡単に説明させていただきます。

まず、1ですが、その趣旨を記載しております。

次に、2の合併協議会についてでございますが、合併しようとする市町村は、合併の是非を含め、市町村建設計画の作成やその他合併に関する協議を行うための協議会を設置すると規定されております。また、合併協議会の会長及び委員は、関係市町村の議会の議員、長、その他の職員、学識経験者の中から選任することとし、このほかの委員については、住民発議の請求代表者または同一請求代表者を加えることができることとなっております。

次に、3の住民発議制度でございますが、合併問題について、住民の意向を反映させるため、平成7年の合併特例法の改正により制度化されたものでございまして、有権者の50分の1以上の者の署名をもって、市町村長に対して、合併協議会の設置の請求を行うことができると規定されております。

次の4の市町村建設計画、また、次の2ページの6の地域審議会につきましては、第1回会議の合併協定項目で説明いたしましたので省略させていただきます。

次に、7の地域自治区の設置手続等の特例及び8の合併特例区につきましては、このたびの合併特例法の改正により、新たに設けられた制度でございます。

次の9の議会の議員の定数、在任に関する特例及び11の農業委員会の委員の任期等に関する特例につきましては、第1回会議で御説明させていただきましたとおりでございます。

次に、3ページの15地方交付税の額の算定の特例について御説明させていただきます。

合併が行われた場合、スケールメリットにより、さまざまな経費の節減が可能となり、一般的には、基準財政需要額が減少し、それに従って地方交付税も減少することが想定されますが、合併による経費の節減は、合併後、直ちにできるものではないということから、合併年度及びこれに続く10年度については、合併前の市町村がそのまま存在しているものとみなして交付税額を算出し、交付し、合併によりまして、交付税上、不利益をこうむることがないように配慮されるという特例でございます。なお、その後の5年度は、増加額が段階的に縮減されることとなっております。

次に、16の地方債の特例等でございますが、これは、合併後の市町村が、市町村建設計画に基づいて行う事業、または基金の積み立てで、特に必要と認められるものは、合併年度とこれに続く10年度に限り、合併特例債をその財源にすることができ、この特例債の元利償還金の一部、70%につきまして普通交付税措置を行うものとされております。

なお、17以下の項目につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが、合併特例法の概要についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました件について、何か御質問等がございましたら御発言願います。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会議次第4（2）合併協定項目に係る現況と先進地域の事例について

議長（増田会長） 特にないようでしたら、次に、（2）の合併協定項目に係る現況と先進地域の事例について、事務局から説明をいたします。

事務局次長（加藤） それでは、事務局から御説明させていただきます。

先ほどの参考資料の表紙をごらんいただきたいと存じます。

表紙に目次がございますが、目次の項目の二つ目、合併協定項目に係る現況と先進地域の事例についてでございますが、前回の会議で御承認をいただきました合併協定項目、こ

のうちの、第5号の財産の取扱いについてから第13号の事務組織及び機構の取扱いについてまで、及び第25号の建設計画についての10項目につきまして、高松市と庵治町の現況と先進地域の事例を掲載いたしております。

これらの合併協定項目につきましては、項目番号順ということではなくて、今後、協議が調ったものから、正式な協議事項ということで、この協議会に提案し、御協議をいただくということになっておりますが、今回は、あらかじめそれらの協定項目についての認識を深めていただくという趣旨で、現況と先進地域の事例を参考資料ということで提出したものでございます。

それでは、参考資料の5ページをお開き願いたいと存じます。

5ページは、協定項目第5号財産の取扱いについての事例でございます。

まず、5ページの一番下の欄の概要をごらんいただきたいと存じます。

合併に際し、財産処分を必要とするときは、協議をして定める必要がございます。原則として、合併関係市町、高松市と庵治町が所有しております土地、建物、債権、債務などの財産は、すべて合併市町、編入合併の場合には編入する市町が引き継ぐことになりまして、公の施設につきましても、合併市町の公の施設として設置していくこととなります。ただし、その財産を合併市町に引き継ぐことが適当でない特別な事情がある場合には、協議により、自治法の規定に基づき、財産区を設置することができます。

このような財産の処分につきましては、合併協議会での協議結果を踏まえて、両市町の議会の議決が必要となります。

上側の現況欄をごらんいただきたいと存じます。

現況欄には、平成14年度末現在における高松市と庵治町の財産のうち、土地及び建物、有価証券、出資による権利、債権、基金の状況を記載しております。

また、その下側には、先進地域の事例ということで、平成11年4月1日以降に編入合併をいたしました10市の事例のうち、幾つかを紹介いたしております。ここでは、大船渡市など4市の事例を記載しております。記載しております内容は、協議の結果、合併協定書に記載しております調整の結果でございます。ここでは、ごらんのように、すべて編入する市に引き継ぐことを基本とした結果が記載されておるものでございます。

以上が協定項目第5号財産の取扱いについての説明でございますが、このようなことで、先ほど御説明申し上げましたように、協定項目第5号から第13号及び第25号の10項目につきまして、高松市、庵治町の現況と先進地域の事例を掲載しているものでござ

います。

後ほどごらんいただきまして、今後の合併協定項目の協議の際の参考にしていただければと存じます。

合併協定項目に係る現況と先進地域の事例につきましては、以上でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました件について、御質問、御意見等がございましたら御発言をお願いします。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会議次第４ （３）高松市・庵治町合併協議会会議の開催予定について

議長（増田会長） ないようでしたら、次に、（３）の高松市・庵治町合併協議会会議開催予定について、事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは御説明いたします。

会議資料の方の３ページをごらんいただきたいと存じます。

第３回会議でございますが、８月２３日、月曜日の午後１時３０分から、場所は高松市役所の１３階、大会議室での開催を予定いたしております。

なお、会議の案内状につきましては、会議での協議事項を記載した上で、会議開催のおおむね１週間前になりますが、送付いたしますので、よろしく願いをいたしたいと存じます。

なお、あわせまして事務局から御報告申し上げます。

さきに開催いたしました幹事会で御協議をいただきました結果、今回の会議から、傍聴の皆様から幅広く御意見を聴き、今後の合併協議に反映させるという趣旨で、傍聴の方に対しまして、簡単なアンケートを実施することといたしております。

内容につきましては、本日、委員の皆様のお手元にお配りしておりますが、アンケート用紙でございますように、高松市と庵治町の合併後のまちづくりに関する意見など３点についてお伺いするものでございます。

配付、回収方法につきましては、このアンケート用紙を、協議会の会議の当日、会議資料に同封いたしまして傍聴の方にお配りすることとし、御記入いただきました方につきましては、会議の終了後、アンケートの回収箱に投函していただくと、このようなことといたしております。

事務局からは以上でございます。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） 以上で、本日御審議いただく案件についてはすべて終了いたしました。が、せっかくの機会でございますので、この際、皆様方の方で何か御発言がございましたら伺いたいと存じます。

何かございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

大橋委員 高松の大橋です。

先ほどのような話、建設計画が一番大事なことから、さきの論議でよろしいと思うんですが、とにかく項目が非常に多いと思うんですね。どうしてもこういかんときは、やっぱり引き継いで話ができて、例えば、合併してから協議で解決できるもんもあると思うんですね。だから、そのあたり一応すみ分けてしないと、項目が非常に多いんで、事務方もいろいろ時間的にということを考えたら、お互いにこうして、この後、合併後でも、後、引き継いで会議できるもんがあったら、そのあたりはその後にするとか、そういう形でしたら、仕分けをして引き継いで協議する、そのあたりも出てくるかと思えますから、できたら。大事なことは、もちろんきちんと、全部、一番、例えば数を全部きちんと基本的にやるというんですが、一応基本だと思うんですが、時間的に制約を非常に受けてるから、そら、合併してでも、その後解決できるじゃないか、お互いに合意ができるもんは、そんな形で進めたらどうかという感じ。私もまだ新米ですから、ようわからんですけど、そのあたりをまたよろしく……

議長（増田会長） ありがとうございます。

ほかに、何か御意見ございますでしょうか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、以上で本日の会議はすべて終了いたしました。

皆様方には、長時間にわたりまして御審議賜り、まことにありがとうございます。これをもちまして、高松市・庵治町合併協議会第2回会議を閉会させていただきます。大変御苦労さまでございました。今後ともよろしく願いいたします。

午前11時31分 閉会

會議錄署名委員

委員 大橋光政

委員 新上隆司